

議案第九十八号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法

(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十一年十二月二十三日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十年拾貳月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「一万四千元」を「一万五千元」に、「九千五百円」を「一万元」に改める。

第十七条第一項中「千六百元」を「二千三百円」に、「二千四百円」を「三千四百五十円」に、「一万千円」を「一万三千元」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一

(1) 行政職給料表(第三条関係)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額							
1	94900	115900	135400	165200	180500	197700	214500	232800
2	97800	121600	142300	172800	188500	206000	223000	241600
3	101000	128100	149200	180400	196600	214400	231600	250600
4	104100	135300	156200	188300	204600	222800	240200	259700
5	107700	141800	163400	196300	212700	231200	248900	269000
6	111700	147000	170500	204200	220600	239600	257700	278300
7	115900	152200	177400	212000	228300	247900	266600	287700
8	120000	157200	184200	219600	235900	256500	275500	297000
9	123600	161700	189900	226900	243500	265200	284400	306300
10	126900	165800	195500	234100	251100	274000	293300	315500
11	129700	169900	201000	241300	258700	282800	302200	324700
12	132600	173900	206300	248500	266100	291600	310800	333800
13	135000	177900	211600	255300	273000	300300	318900	342400
14	137400	180800	216400	262100	279900	308400	326000	350900
15	139600	183700	221000	268100	285600	315900	332600	357900
16	141200	186500	225600	273900	290800	322000	338200	364300
17		189300	229800	278200	295600	327700	343300	368600
18		191800	233300	281900	299400	331700	347700	372600
19		193800	236500	285500	303100	335600	351700	376600
20			239000	288200	306200	339500	355600	380500
21			241500	290800	309200	343300	359400	384300
22			243900	293400	312100	347100	363100	
23			246300	296000	315100	350800		
24			248600	298600	318100	354400		
25			250900	301100	320900			
26			253200	303600	323700			
27			255400	306000				
28				308400				

(ロ) 医療職給料表 (第三条関係)

職務 の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
1	229,300	262,800
2	240,400	274,100
3	251,500	285,500
4	262,800	296,800
5	274,000	308,000
6	285,200	319,300
7	296,400	330,500
8	307,500	341,800
9	318,600	352,800
10	329,600	363,900
11	339,100	374,900
12	348,300	385,200
13	357,200	395,200
14	365,800	405,100
15	374,300	414,900
16	382,800	424,400
17	391,300	433,600
18	399,800	442,800
19	406,400	452,100
20	412,600	459,000
21	418,400	465,800
22	422,500	470,400
23	426,500	474,900
24	430,300	485,700
25	434,100	493,900
26	437,800	501,500
27		507,700
28		512,700
29		517,500

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十七条の改正規定は、昭和六十二年一月一日から施行する。

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の三朝町職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

3 昭和六十一年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、町規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の三朝町職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料

表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、町長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、町長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれらに基づく町規則の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

7 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(町規則への委任)

8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。